

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続の観点から、取引先のテレワーク導入など、多様な事情・環境・条件に合わせた業務の実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

※当社は業界連携による自動車関連企業の資金調達を支援する「助け合いプログラム」へ参画しております。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には、十分に協議しております。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行っております。

②型管理などのコスト負担

型の取扱いに関する覚書を参考に取引を行い、型管理の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請は行っておりません。

③支払条件

下請代金は金額・科目を問わず全額現金にて振り込んでおります。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。

3. その他

●当社では、世界中のHondaで働く人々が実践すべき行動をまとめた「Honda 行動規範」を制定し、従業員への浸透を目的に、リーフレットの配布やイントラネット上での掲示を行うとともに、研修を実施するなどの周知活動を行っております。

また、「Honda 行動規範」は公式WEBサイトに掲載することで広く公開しております。

●下請事業者との取引について、社内研修・社内教育等で継続的に啓発しております。

2020年8月3日